

サテライトギャラリー利用要領

(目的)

第1条 この要領は、愛知県立芸術大学(以下「芸術大学」という。)のサテライトギャラリー施設(以下「ギャラリー」という。)の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 この要領において利用できる施設は、次に掲げるものをいう。

愛知県名古屋市中区錦3丁目21番

中央広小路ビル3階(旧 302・303 号室)

(利用申込みと利用承認)

第3条 利用手続きについての所管は、芸術大学事務局学務部芸術情報課(以下「芸術情報課」という。)とする。

第4条 施設を利用することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 芸術大学の授業
- (2) 芸術大学が主催する行事のための利用
- (3) 芸術大学が他の団体と共催する行事のための利用
- (4) 芸術大学の教員・学生の研究活動のための利用
- (5) 芸術大学の教員が所属する学会のための利用
- (6) その他芸術大学学長が特に認めた場合

2 前項第6号の規定により利用するときは、あらかじめ学長の承認を受けるものとする。

第5条 ギャラリーの利用を希望する者は、原則として利用前年度の11月1日までに、学長へギャラリー利用承認願(様式1)を提出するものとする。

第6条 芸術資料館長(以下「館長」という。)は、前条の規定に基づく承認願の受付後、それぞれおおむね2ヶ月以内にギャラリー利用承認スケジュール案を作成する。

2 スケジュール案の作成に当たっては、申込者の希望、利用内容及び過去の利用実績等を考慮して、利用期間を調整するものとする。

3 館長は、スケジュール案の作成後、芸術資料館運営委員会を開催し、その意見を聴取の上、スケジュール案の所要の調整を行い、スケジュール案を確定する。

第7条 学長は、前条の規定に基づくスケジュール案により、利用承認を内定し、申込者と最終調整を行った上で利用承認書(様式2)を発行する。

(利用時間)

第8条 ギャラリーの利用時間は、午前10時から午後8時までとする(12月29日から翌年1月3日、8月一斉休業日を除く。)。ただし、来場者が作品を鑑賞するために入室できる時間は、原則として午前11時から午後7時までとする。

2 利用時間外に利用する場合は、事前に時間外利用承認願(様式3)を提出すること。

(利用の変更及び取消し)

第9条 利用者が、事業の中止や施設の利用の変更又は取り消しをしようとするときは、速やかに芸術情報課に連絡し、利用変更承認願(様式4)又は利用取消承認願(様式5)を提出すること。

(利用者の義務)

第10条 利用者は、施設の利用に際しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用時間を厳守すること。
 - (2) 利用責任者は、ギャラリーの鍵(セキュリティー解除カード等を含む。以下同じ。)を利用承認期間の初日前日に芸術情報課で借り受け、責任を持って施設を管理し、承認期間最終日翌日までに鍵を返却すること。
 - (3) 設備、備品等の使用は適切に行うとともに破損、汚損又は紛失をした場合は、芸術情報課へ連絡すること。
 - (4) 飲食及び喫煙は禁止とする。ただし、事前に学長が認めた場合はその限りではない。
 - (5) その他別に定めるサテライトギャラリー利用の手引きで定められていること。
- 2 利用者は、利用を終了したときは、速やかに施設、設備等を原状に復し、清掃しなければならない。
- 3 利用者は、利用を終了したときは、速やかにサテライトギャラリー利用報告書(様式6)を提出しなければならない。

(利用の中止)

第11条 学長は、利用者が指示に従わない場合は、利用を中止させることができる。この場合においては、今後の利用を承認しないものとする。

(損害賠償)

第12条 施設を利用する者は、故意又は重大な過失により施設、設備、備品等を破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要領は、平成22年4月15日から施行する。